

令和 8 年度財務省政策評価実施計画等の変更（案）の概要

1. 財務省の「政策の目標」の体系図（令和 8 年度版（一部改正））・・・ 2
2. 「総合目標」等の変更について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

変更（案）の概要

「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月21日閣議決定）において、「財政運営の目標については、『責任ある積極財政』の考え方に立脚したものとし、『強い経済』の実現と『財政の持続可能性』を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付ける。」等とされたことを受け、令和8年度財務省政策評価実施計画及び政策評価の事前分析表について所要の変更を行います。

財務省の「政策の目標」の体系図（令和8年度版）

財務省の使命

国の信用を守り、希望ある社会を次世代に引き継ぐ。
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、広く国の信用を守り、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献して、希望ある社会を次世代に引き継ぐこと。

政策の目標

政策の基本目標（総合目標）

財政（総合目標1）

「責任ある積極財政」の考え方の下、「経済財政運営と改革の基本方針2026」に沿って予算編成改革を進める。国・地方の総債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくとともに、プライマリーバランスは債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。こうした取組等を通じて、市場の信認を確保し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。併せて、全世代型社会保障の構築を推進する。

税制（総合目標2）

「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。

財務管理（総合目標3）

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要な財政資金を確実に調達する。同時に、国庫金の適正な管理を行う。また、社会経済情勢等の変化を踏まえ、財政投融资を活用して政策的に必要とされる資金需要に的確に対応する。さらに、地域や社会のニーズ及び個々の国有財産の状況に応じ、地方公共団体等との連携を進めつつ、最適な形で国有財産の有効活用を進める。

通貨・金融システム（総合目標4）

関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握するとともに、偽造・変造の防止等に取り組み、高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する。

世界経済（総合目標5）

我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。また、日本企業の海外展開支援や国の経済安全保障上重要な取組を推進する。

財政・経済運営（総合目標6）

総合目標1から5の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、「強い経済」と「財政の持続可能性」の一体的な実現に取り組み、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。

各政策分野の目標（政策目標）

健全な財政の確保（政策目標1）

- 1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
- 1-2 必要な歳入の確保
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
- 1-5 地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営

適正かつ公平な課税の実現（政策目標2）

- 2-1 物価高への対応や「強い経済」の実現等に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に対応するための税制の検討並びに税制についての広報の充実
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理（政策目標3）

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
- 3-2 財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関の資金需要への的確な対応、ディスクロージャーの推進及び機関に対するチェック機能の充実
- 3-3 庁舎及び宿舍を含む国有財産の適正な管理・処分及び有効活用と情報提供の充実
- 3-4 国庫金の効率的かつ正確な管理

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持（政策目標4）

- 4-1 通貨の円滑な供給及び偽造・変造の防止
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理

貿易の秩序維持と健全な発展（政策目標5）

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
- 5-2 多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における国際的な貿易円滑化の推進
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進（政策目標6）

- 6-1 外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた取組の推進
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
- 6-3 日本企業の海外展開支援及び国の経済安全保障上重要な取組の推進

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

2. 「総合目標」等の変更について

【総合目標 1（財政）】

	現行	変更後
総合目標 1 (財政)	我が国の財政状況が極めて厳しい状況にあることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた取組を進めると同時に、「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保する。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていく。その達成に向け、「強い経済」の実現を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。	「責任ある積極財政」の考え方の下、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」に沿って予算編成改革を進める。国・地方の総債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくとともに、プライマリーバランスは債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理する。こうした取組等を通じて、市場の信認を確保し、「強い経済」と「財政の持続可能性」を一体的に実現する。併せて、全世代型社会保障の構築を推進する。
総合目標の 内容及び 目標設定の 考え方	我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税收等で賄うことができず（プライマリーバランスが赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和7年度の国・地方の公債等残高は、総合経済対策に係る歳出の追加等があり、1,289.9兆円（対GDP比192.8%）に達すると見込まれます。 特に、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱える中で、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障制度の持続可能性を確保し、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。 こうした認識の下、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）に基づく取組を着実に進め	「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」といいます。）の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対GDP比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税收動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債

	現行	変更後
	るとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく必要があります。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくことが重要です。 また、「令和8年度予算編成の基本方針」において、EBPMやPDCAによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策（支出や税制）は大胆に重点化する一方、そうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で、「強い経済」を支える財政構造への転換を推進するとされています。これらを踏まえ、上記の目標を設定します。	務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。併せて、全世代型社会保障の構築を推進することとされています。 また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることと併せて、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」に係る取組を踏まえ、政策効果の高い分野へ予算配分を重点化するとされています。 これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

【総合目標 2（税制）】

	現行	変更後
総合目標 2 （税制）	「強い経済」の実現と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。	「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進める。
総合目標の 内容及び 目標設定の 考え方	（略） また、「経済財政運営と改革の基本方針2025」（以下「骨太の方針2025」といいます。）に基づく取組を着実に進めるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2024」（以下「骨太の方針2024」といいます。）で定めた「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保していく必要があります。そのため、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくことが重要です。 税制については、「骨太の方針2025」等を踏まえ、「強い経済」の実現と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進めます。 「骨太の方針2025」においては、格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮等の観点から所得税の抜本的な改革の検討を進めるほか、EBPMの取組やデジタル社会にふさわしい税制の構築等を進めることとしています。	（略） 「経済財政運営と改革の基本方針2026」（以下「骨太の方針2026」といいます。）の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標については、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対GDP比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めることと併せて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。 税制については、「骨太の方針2026」等を踏まえ、「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化、デジタル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、税体系全般にわたる見直しを進めます。

【総合目標 6（財政・経済運営）】

	現行	変更後
総合目標 6 （財政・経済運営）	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、デフレからの脱却を確実なものとし、「強い経済」の実現と財政健全化の両立に取り組み、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。	総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、自然災害からの復興に取り組むとともに、「強い経済」と「財政の持続可能性」の一体的な実現に取り組み、関係機関との連携を図りながら、適切な財政・経済の運営を行う。
総合目標の 内容及び 目標設定の 考え方	日本経済につきましては、名目 GDP が 600 兆円を超え、賃上げ率が 2 年連続で 5 % を上回るなど、「デフレ・コストカット型経済」から、新たな「成長型経済」に移行する段階まで来ました。一方で、我が国の財政状況は、国・地方の公債等残高が、総合経済対策に係る歳出の追加等があり、令和 7 年度には 1,289.9 兆円（対 GDP 比 192.8 %）に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。 このような状況の中、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（以下「骨太の方針 2025」といいます。）に基づく取組を着実に進めるとともに、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」で定めた「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、経済あつての財政との考え方の下、「強い経済」の実現と財政健全化の両立に取り組みます。具体的には、令和 7 年 11 月 21 日に閣議決定した「「強い経済」を実現する総合経済対策」を迅速かつ適切に実行しつつ、債務残高対 GDP 比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑え、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組みます。	「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現することにより、今を生きている国民と未来を生きる国民への責任を果たす、持続可能な経済社会を構築するべく、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（以下「骨太の方針 2026」といいます。）に基づく取組を着実に進めていきます。 具体的には、「責任ある積極財政」の考え方に立脚したものとし、様々なリスクを最小化する「危機管理投資」や先端技術を開花させる「成長投資」を大胆かつ戦略的に進めるとともに、我が国を世界有数の知的創造・イノベーションの拠点とするべく、スタートアップの振興などを図り、中長期的な成長力強化につなげ、「強い経済」を構築していきます。 財政運営の目標については、「強い経済」の実現と「財政の持続可能性」を両立する観点から、国・地方の総債務残高対 GDP 比の安定的低下を中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対 GDP 比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。また、プライマリーバランス、GDP、純利払い費、財政収支等が債務残高対 GDP 比に与える寄与を分析し、財政の持続可能性の確保に取り組み、その上で、今後の予算編成に当たっては、税収動向等を見極めつつ、歳出・歳入両面の見直しを進めること

	現行	変更後
	また、「令和8年度予算編成の基本方針」に基づき、EBPMやPDCAによって政策の実効性を検証し、国民生活の下支えや経済成長に資すると期待される施策（支出や税制）は大胆に重点化する一方、そうした効果が乏しい場合には見直すなど、歳出・歳入両面で、「強い経済」を支える財政構造への転換を推進します。 さらに、租税特別措置・補助金の見直しについては、令和9年度の予算編成・税制改正プロセスにおいて、要求・要望段階から査定段階まで一貫した対応を行います。 また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」等に則り、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。 加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。	と併せて、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていく中でも可能となる財政規模を精査し、市場の信認確保に配慮しつつ、通年の国債発行額などを具体化することとされています。併せて、全世代型社会保障の構築を推進することとされています。 また、「骨太の方針2026」においては、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、予算編成の抜本的な見直しを進めることと併せて、PDCAやEBPMに基づき、既存事業を不断に見直すとともに、「租税特別措置・補助金・基金の見直し」に係る取組を踏まえ、政策効果の高い分野へ予算配分を重点化するとされています。 併せて、コミュニケーションの強化を通じ、市場の信認を確保していくため、国民や国内外の市場関係者に、財政運営について透明性高く、一貫した説明を行うほか、財政運営に当たっての前提となる、将来の経済・財政の姿、想定するリスク、必要な政策対応等を示していきます。 また、マクロ経済政策の一翼を担う金融政策についても、政府の財政・経済政策と一体的・整合的に運営されるよう、金融政策を所管する日本銀行と議論を重ねます。この観点から、「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」等に則り、政府及び日本銀行は、政策連携を強化し、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現に向け、一体となって取り組んでいきます。 加えて、自然災害からの復興に全力で取り組みます。

総合目標１の「測定指標」の変更について

	現行	変更後
総1-1-A-1 〔定量的な測定指標〕	（測定指標名） 財政健全化目標の達成に向けた取組	（測定指標名） 財政運営目標の達成に向けた取組
	（目標値） 「経済・財政新生計画」の期間を通じて経済・財政一体改革の取組を進め、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑え、「強い経済」の実現を図りながら歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む	（目標値） 「中長期経済財政計画」の期間における国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下及びプライマリーバランスの複数年での管理
	（目標値の設定の根拠） 「骨太の方針2025」に基づく取組を着実に進めるとともに、「骨太の方針2024」で定めた「経済・財政新生計画」に基づき、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくことで、財政の持続可能性を実現し、マーケットからの信認を確保するとともに、これまでの取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、成長率を高め、併せて金利上昇に目配りすることで、成長率の範囲内に債務残高の伸び率を確実に抑えていくこととされています。 （参考） 国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比（実額） 国・地方の公債等残高の対GDP比	（目標値の設定の根拠） 「骨太の方針2026」の「中長期経済財政計画」における財政運営の目標について、国・地方の総債務残高対GDP比の安定的低下が中核に位置付けるとともに、プライマリーバランスについては、債務残高対GDP比の低下に向けて確認する指標とし、その安定的低下と整合するよう複数年で管理することとされています。 （参考） 国・地方の公債等残高の対GDP比 国・地方のプライマリーバランス対GDP比（実額）

	現行	変更後
総1-1-B-1 （定性的な測定指標）	（測定指標名） 社会保障・税一体改革の継続的な実施と持続可能な社会保障制度の確立	（測定指標名） 全世代型社会保障の構築
	（目標の内容） 社会保障・税一体改革を継続的に実施するとともに、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」並びに「令和8年度予算編成の基本方針」に基づき、歳出改革努力と持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、「強い経済」の実現と財政健全化の両立に取り組みます。具体的な改革項目としては、「経済・財政新生計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。	（目標の内容） 社会保障と税の一体改革を推進するとともに、成長型経済に合わせて、物価・賃金上昇を適切に反映する中で、必要な医療・介護等の提供体制を確保しながら、給付と負担の改革努力を継続し、強い経済、持続可能な財政と、質の高い全世代型社会保障とを同時に実現する社会保障改革を強化します。具体的な改革項目としては、「骨太の方針2026」における「中長期経済財政計画」に加え、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」に記載された取組について、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行ってまいります。
	（目標設定の根拠） 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、「骨太の方針2025」においては、「骨太の方針2024」の「経済・財政新生計画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続するとされているほか、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠であるとされています。さらに、「令和8年度予算編成の基本方針」においては、全世代型社会保障の構築を通じ、応能負担	（目標設定の根拠） 「骨太の方針2026」においては、全世代型社会保障の構築に向け、 ・「強い経済」を実現するため、財政の持続可能性に十分配慮しつつ、「責任ある積極財政」の下、少子高齢化、グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める ・「給付付き税額控除」とそのつなぎ（飲食料品の消費税率等）については、今後予定されている社会保障国民会議の中間とりまとめを踏まえ、本年8月上旬までを目途に、その方針を決定する(※) ・国民皆保険・皆年金を堅持し、年齢に関わらず能力に応じて公平に負担し合い、必要な方に必要なサービスが適切に提供される全世代型社会保障を構築することによって、国民の命と健康、生活を守

	の徹底等、各種の制度改革を行うことで、持続可能な社会保障システムの確立を図ることとしています。 引き続き、「骨太の方針2024」及び「骨太の方針2025」並びに「令和8年度予算編成の基本方針」に基づき、歳出改革努力を継続し、「強い経済」の実現と財政健全化を両立させることが重要です。このため、具体的な改革項目として上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。	り、安心して働き、活躍し、挑戦できる基盤を整備する ・経済・物価動向等に適切に対応し、安心して医療・介護・福祉サービスを受けられる体制を整備することとあわせて、医療・介護を中心とした社会保障制度改革を着実に実行することにより、現役世代の保険料率の上昇を止め、引き下げていくことを目指す 等とされており、社会保障と税の一体改革の推進と、成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度の確立が重要です。このため、上記の指標を設け、各年度の予算編成過程において、実施すべき施策の検討・決定を行うことにより、着実に取り組んでいくこととしています。 (※)「給付付き税額控除」の制度導入の基本方針については、令和8年8月5日に閣議決定。
--	--	---

総合目標6の「測定指標」の変更について

	現行	変更後
総6-1-B-1 (定性的な測定指標)	(測定指標名) 「骨太の方針2025」及び「令和8年度予算編成の基本方針」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析	(測定指標名) 「骨太の方針2026」における目標達成に向けた取組の進捗状況の把握・分析
	(目標値) 「骨太の方針2025」及び「令和8年度予算編成の基本方針」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。	(目標の内容) 「骨太の方針2026」における目標達成に向けた取組の進捗状況を把握・分析します。
	(目標の設定の根拠) 「骨太の方針2025」及び「令和8年度予算編成の基本方針」を踏まえ、「デフレ脱却・「強い経済」の実現」、「歳出改革」、「歳入改革」に取り組むことが重要であるからです。	(目標の設定の根拠) 「骨太の方針2026」を踏まえ、「「強い経済」の構築」、「「財政の持続可能性」の実現」、「歳出改革」、「歳入改革」に取り組むことが重要であるからです。

	現行	変更後
総6-1-B-2 〔定性的な測定指標〕	（測定指標名） 自然災害からの復興への取組	（測定指標名） 変更なし
	（目標の内容） 東日本大震災や令和6年能登半島地震からの復興を含め、自然災害からの復興に全力で取り組みます。	（目標の内容） 東日本大震災や令和6年能登半島地震、令和8年熊本地震等の自然災害からの復興に全力で取り組みます。
	（目標設定の根拠） 自然災害からの復興に取り組むことが重要であるからです。	（目標設定の根拠） 変更なし

その他、

- ・「総合目標」を構成する「テーマ」

- ・政策目標1（健全な財政の確保）

政策目標1－1（重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進）

政策目標1－5（地方財政計画の策定をはじめ、地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行）

- ・政策目標2（適正かつ公平な課税の実現）

政策目標2－1（賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行の実現に向けた税制の着実な実施、我が国の経済社会の構造変化及び喫緊の課題に応えるための税制の検討並びに税制についての広報の充実）

の取組内容等についても、同様の変更を行います。

また、政策目標2－1の取組内容については、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和8年9月15日閣議決定）に基づき、就業者負担軽減支援金の導入とそのつなぎとしての飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ等を実施する旨の追記を行います。